

◎防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)〔抄〕

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1～6 〔略〕</p> <p>7 政府は、国際情勢の複雑化に伴い自衛隊の任務が多様化する中で、自衛隊がその任務を適切に遂行するためには、自衛官が意欲と誇りを持つて職務に従事することが重要であることに鑑み、自衛官の給与体系その他の給与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>1～6 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

○国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）〔抄〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）</p> <p>第九条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔中略〕</p> <p>附則中第七項を第十八項とし、第六項を第十七項とし、第四項を削り、第五項を第四項とし、同項の次に次の十二項を加える。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）</p> <p>第九条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔中略〕</p> <p>附則中第六項を第十七項とし、第四項を削り、第五項を第四項とし、同項の次に次の十二項を加える。</p> <p>〔以下略〕</p>